

<学校感染症の出席停止期間と登校許可書について>

次の学校感染症にかかった場合は、登校の際に医療機関発行の登校許可書の提出のご協力をお願いしております。

病名	登校停止期間
1 百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
2 麻疹	解熱後3日、せき、発しんが軽快するまで
3 風しん	発しんが消退するまで
4 水痘・帯状疱疹	全発しんが痂皮化するまで
5 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
6 咽頭結膜熱	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失後2日を経過するまで
7 流行性角結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
8 急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
9 溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで

★インフルエンザに罹患した場合は、「学校感染症と登校許可書について」の中に
ある「インフルエンザ療養報告書」をダウンロード・プリントアウトして
いただき、医師の指導のもと保護者の方が記入し学校へご提出ください。